

下水道使用料の徴収漏れについて

本市では、公共下水道を使用する方から下水道使用料を徴収していますが、下水道に接続しているにもかかわらず下水道使用料を徴収していない、いわゆる徴収漏れがあることが判明しました。

1 徴収漏れの件数と金額

市内の水栓約85,600件のうち、213件、確認できる過去10年間の金額では、約5,960万円が徴収漏れと判明しました。

2 調査の方法

(1) 書類調査

市内の水栓約85,600件のうち、料金管理システムにより、下水道使用料が賦課されていない水栓約15,000件を抽出。その後、下水道処理区域外等、下水道に接続していないことが書類上で確認できる水栓を除外し、下水道に接続している可能性のある水栓220件を抽出。

(2) 現地調査

書類調査により抽出された下水道に接続している可能性のある水栓220件について、下水道部職員により、外観調査や所有者等への聞き取りを実施。

3 徴収漏れの原因

(1) 無届工事によるもの 61件 約1,060万円

(2) 下水道使用開始時等の事務手続き上の誤りによるもの 152件 約4,900万円

※建替え等に伴う変更の把握漏れ、料金管理システムへの入力漏れ等

4 再発防止策

(1) 下水道使用料徴収に係る事務処理体制の見直しを図るとともに、水道事業者との連携体制の整備を図ります。

(2) 料金管理システム入力時の入力情報のチェック体制を強化します。

(3) 排水設備工事指定工事店や市民に対し、届出制度の周知を徹底するとともに、建築審査部門との連携体制の整備を図ります。

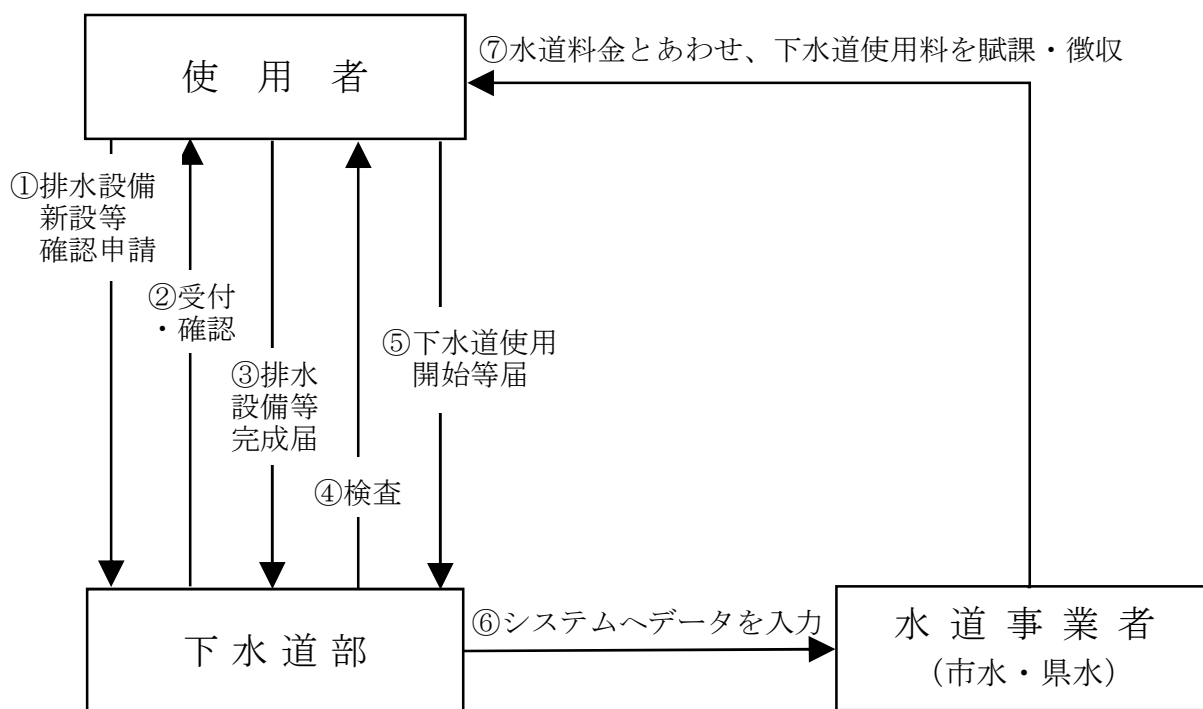
(4) 接続確認調査を継続的に実施していきます。

5 今後の対応

徴収漏れであることが判明した下水道使用者に対し、6月以降、訪問及び通知により丁寧に説明を行ったうえで、下水道使用料の徴収開始と、時効になっていない過去5年以内の遡及分約3,390万円の徴収を行ってまいります。

なお、無届工事の一部については、既に下水道使用料の徴収を開始し、遡及分についても納付方法等の調整を行っております。

下水道使用料の徴収開始の流れ



◎徴収漏れが発生した事例

- ・ ①の排水設備新設等確認申請が未提出の場合
無届工事のため、料金管理システムに入力できない。
- ・ ⑤の下水道使用開始等届の記載内容変更に対する確認不足
「下水道使用開始等届」に記載された水栓の番号が料金管理システムへの入力後に、
建替え等に伴う番号の変更を確認できなかった。
- ・ ⑥のシステムへのデータの入力漏れ
「下水道使用開始等届」に記載された水栓の番号等を料金管理システムへ入力する際
に漏らした。